平成２１年（フ）第８１９６号
大阪市東成区東中本２丁目５―31すこやかセンター東部館、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋東１丁目４番16号
破産者　髙田　忠行
1　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
2　一般調査期日　平成22年６月24日午後３時30分
平成22年３月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１８９号
京都市南区唐橋花園町65番地
破産者　後藤　臣男
1　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
2　一般調査期日　平成22年５月24日午前11時
平成22年３月19日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２０年（フ）第２４６６号
大阪府八尾市東本町３丁目９番36号
破産者　板倉興業株式会社
特別調査期日　平成22年４月19日午前10時
平成22年３月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０号
宮城県石巻市渡波字黄金浜83番地７
破産者　岡沢　敏造
特別調査期日　平成22年５月12日午後２時
平成22年３月18日
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
京都市北区平野上柳町121番地４三方隆史方、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目28番４号
破産者　三方　和子
特別調査期日　平成22年５月20日午後２時
平成22年３月16日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

債権者集会招集

平成１４年（フ）第１３９号
佐賀県唐津市和多田大土井９番３号
破産者　有限会社ミヤザキ
1　期日　平成22年４月27日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成22年３月17日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成１９年（フ）第４８４号
愛知県岡崎市大平町字西上野107番地
破産者　株式会社キョーワ
1　期日　平成22年５月31日午後３時25分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
和歌山市加納203番地の４
破産者　株式会社みち屋
1　期日　平成22年５月17日午後１時55分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月19日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５６６号
兵庫県尼崎市東海岸町１番地の108
破産者　太陽環境株式会社
1　期日　平成22年５月20日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月16日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

債権者集会等の期日

平成２１年（フ）第１４１３６号
東京都台東区根岸２丁目19番17号
破産者　株式会社アドメディア
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午前11時30分
平成22年３月17日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第７６号
熊本県山鹿市鹿央町千田876番地
破産者　角田　博文
異議申述期間　平成22年５月10日まで
平成22年３月19日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
熊本市大江本町２番16号
破産者　岡本　恵一
異議申述期間　平成22年５月17日まで
平成22年３月19日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第５１６号
宮崎市田野町乙13157番地13、開始決定時の住所宮崎市生目台西４丁目１番地５
破産者　山本　直利
異議申述期間　平成22年５月18日まで
平成22年３月18日　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５７２号
宮崎県児湯郡木城町大字石河内505番地の２
破産者　西　美津子
異議申述期間　平成22年５月19日まで
平成22年３月19日　宮崎地方裁判所破産係

免責審尋期日

平成２１年（フ）第２３８４０号
東京都港区浜松町１丁目13―２―2206
破産者　土居　慎也
審尋期日　平成22年６月22日午前10時
平成22年３月15日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２００９号
東京都渋谷区道玄坂１丁目10番８号
清算株式会社　株式会社インターアクティブデザイン
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第３０３０号
大阪府吹田市豊津町１番33号
清算株式会社　株式会社ダスキンゼロケア
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第３００３号
大阪府吹田市広芝町11番１号
清算株式会社　株式会社エイチエージー
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（ヒ）第８号
鳥取県境港市昭和町13番地31
清算株式会社　株式会社大伸水産
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鳥取地方裁判所米子支部

会社整理終結

平成３年（ヒ）第３００号
大阪市中央区南船場２丁目10番20号
整理会社　株式会社システムズ・インテリジェンス・プロダクツ
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件整理手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における包括的禁止命令

平成２２年（ミ）第７号
香川県高松市牟礼町大町2508番地
開始前会社　カトキチ高松開発株式会社
主文　開始前会社について国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、共益債権を徴収するためのものを除く。）を禁止する。
平成22年３月17日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第５号
大阪府大阪市浪速区稲荷１丁目９番28号
再生債務者　富士興産株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区堂島１丁目６番20号堂島アバンザ６階　協和綜合法律事務所　弁護士　豊浦　伸隆
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証